

意見提出期間 平成29年12月25日～平成30年1月23日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件（2項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・整理要約 有・無) 民生委員等の機関においてはドメスティックバイオレンス(DV)に関して承知をしているものの、一般の人で認識している人は少数だと思います。DVから目を背くことなく誰にでも起りうるものと意識し、より多くの人々と共有する事案だと考えます。それ故にもっとDVの事を知ってもらふ必要があると思います。	本計画の「基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶(DV防止計画)」に基づいて、各種事業を実施し配偶者等からの暴力防止に向けた啓発や若年層に対する予防啓発に努めます。	B
2	1	(原文・整理要約 有・無) 「基本目標Ⅳ 健康でいきいきと暮らせる環境の整備」で市民にとって大事な検診なのに受診率がとても低いので受診率を上げる必要があると思います。	本計画の「推進の方向1 生涯にわたる健康づくりの推進」 「健康の保持・促進」に基づいて、各種事業を実施し受診率の向上を図ります。	B

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。